

鶴岡市立東栄小学校いじめ防止基本方針



令和8年4月

鶴岡市立東栄小学校

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方に関する事項 | 1 |
| 1 いじめの定義 | 1 |
| 2 いじめの態様 | 1 |
| 3 いじめの防止等に関する基本姿勢 | 1 |
| (1) いじめの防止 | 2 |
| (2) いじめの早期発見 | 2 |
| (3) いじめに対する措置 | 2 |
| (4) ネット上のいじめへの対応 | 2 |
| 4 いじめ防止に関する保護者及び児童の役割と基本姿勢 | 2 |
| (1) 保護者の役割と基本姿勢 | 2 |
| (2) 児童の役割と基本姿勢 | 2 |
| 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 | |
| 1 いじめの防止等のための組織 | 2 |
| 2 教育相談体制と生徒指導体制の整備 | 3 |
| (1) 教育相談体制と活動計画 | 3 |
| (2) 生徒指導と年間活動計画 | 3 |
| 3 いじめの防止等に関する措置 | 4 |
| (1) いじめの防止 | 4 |
| (2) いじめの早期発見 | 4 |
| (3) いじめに対する措置 | 5 |
| (4) ネット上のいじめへの対応 | 8 |
| (5) 校内研修 | 8 |
| 第3 重大事案への対処 | |
| 1 重大事態の定義 | 9 |
| 2 重大事案への対処と教委育委員会や関係機関との連携 | 9 |
| 第4 学校評価 | |
| 1 自己評価 | 10 |
| 2 基本方針の点検と必要に応じた見直し | 10 |
| 第5 その他 | 10 |

はじめに

いじめ問題は、学校教育において喫緊の課題である。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットや携帯電話（スマートフォンを含む）による誹謗中傷の事案が発生するなど、いじめは、ますます複雑化・潜在化する状況にある。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、いじめを背景として、児童の生命や身体に重大な危険が生じる事案が発生する可能性は、いつでも、誰にでも起こりうるという危機意識を持つ必要がある。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布・施行され、同法13条により各学校がいじめ防止等の基本方針定めることが義務づけられるとともに、同法22条により、各学校でいじめ防止等の対策のための組織を置くことも義務づけられた。

本基本方針は、上記の法的義務に対応するとともに、平成26年4月に「山形県いじめ防止基本方針」、同9月に「鶴岡市いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、それらの内容を参酌しながら「鶴岡市立東栄小学校いじめ防止基本方針」として定めるものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの態様

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
(山形県いじめ防止基本方針より引用)

3 いじめの防止等に関する基本姿勢

- いじめは決して許されない行為であることについて、教職員がその意識を強くもつとともに、児童や保護者への周知を図る取り組みを推進する。
- いじめを受けている児童を守ることを何よりも優先する。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることをふまえて、いじめ問題に対して担任等が一人で抱え込むことなく組織的体制で臨む。
- 保護者や学区住民、その他の関係者との連携を図り、地域全体でいじめの予防や対処に努める。

(1) いじめの防止

いじめ問題の対応は、予防的な取り組みが大事であることから、教育活動全体を通して自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることをめざし、いじめが発生しにくい集団的風土づくりに努める。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応であり、日頃から児童の言動に留意するとともに、何らかの小さなサインを見逃すことなく早期の対応に努める。また、アンケートや情報の共有など、適切に行っていく。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、その問題を軽視することなく早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決にあたっては、特定の教職員（担任等）が一人で抱え込むことなく、学校全体で組織的に、そして継続的に対応する。

(4) ネット上のいじめへの対応

インターネット社会の進展に伴い、ネット上での深刻ないじめが増加していることを認識し、児童の実態や発達段階に応じた情報モラル指導を充実させるとともに、教員の指導力の向上と保護者やPTAとの連携を図る。

4 いじめ防止に関する保護者及び児童の役割と基本姿勢

(1) 保護者の役割と基本姿勢

- 子どもが安心、安定して過ごせるように常に子どもの心情に寄り添い、その理解に努める。
- どの子どももいじめの被害者にも加害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないように教えるとともに、いじめ被害があった場合は、周囲の大人へ相談するよう働きかける。
- いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを教え、学校と連携する。

(2) 児童の役割と基本姿勢

- 何事にも精一杯取り組むとともに、他者には優しさと思いやりの心で接する。
- いじめを受けたときは、一人で悩むことなくできるだけ早く周囲の大人に相談する。
- 周囲にいじめを受けている場面を見たときは、知らないふりをせず声をかけるとともに、周囲の大人に相談するよう働きかける。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

(1) いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。この会は、毎月の定例職員会議時に併せて定例委員会として開催し、いじめ等児童の状況を確認するとともに、いじめ事案発生時は緊急に特設委員会（プロジェクトチーム）を組織して、ケース会議として開催することとする。

【定例いじめ対策委員会】

〔構成〕 全職員

〔内容〕 ①いじめ防止基本方針のチェックと見直し

②「いじめ」についての共通理解と指導体制の確立・強化

③「いじめ」事例についての報告、分析、対策の決定

④「定期アンケート」の調査結果や教育相談の報告等の情報交換と課題の整理

【特設いじめ対策委員会】プロジェクトチームによるケース会議

〔構成〕 校内関係者：校長 教頭 教務主任 生徒・健康指導部長 教育相談主任
養護教諭及び関係する学級の担任

校外関係者：PTA正副会長 民生委員 駐在所員 青少年健全育成推進員

※必要に応じて教育委員と連携をとりながら指導主事 スクールカウンセラー
医師 弁護士等を構成員に加える。

〔内容〕 発生した「いじめ」に対する対応策の検討と決定

※会議直後から実行する具体的行動を決定する（いつから・誰が・何を）

2 教育相談体制と生徒指導体制の整備

(1)教育相談体制と活動計画 等

問題行動、学校生活への不適応などを未然に察知し、早期指導によって円滑な解決を図るための情報や資料の収集に努める。また、情報の提供を行い、全職員による共通理解のもと、指導にあたるようにする。

日常の観察により、児童の変化の早期発見に努める。毎週の打合せや職員会議において児童の実態の共通理解を図り、特に心配な児童についてはケース会議の時間を設ける。該当児童の担任の負担を軽減するよう、学校体制で指導に当たる。

(2)生徒指導と年間活動計画 等

日常から児童の行動や生活を温かく見守りながら、児童理解を図り、児童一人一人の「よさ」を引き出し、自己実現に向けてねばり強く取り組む力を培う。また、基本的生活習慣の定着を図ると共に、社会生活への能動的な適応力を育成することをねらう。

<年間計画>

◎打合せ時の児童についての共通理解は毎週行う。

| 月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8・9月 | 11月 | 12月 | 1月 | 3月 |
|-----|---------|---------|------|---------|---------|------|---------|------|
| 取組み | 心のアンケート | いじめ実態調査 | 教育相談 | 心のアンケート | いじめ実態調査 | 教育相談 | 心のアンケート | 教育相談 |
| | 個人面談 | 個人面談 | | 個人面談 | 個人面談 | | 個人面談 | |

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

①児童が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動を年間通じて設ける。

- 児童会の取り組み
- 各種行事（獅子踊りとその継承・羽黒遠足など）を通じた異学年交流の実施
- 縦割り清掃活動の実施

②教職員が主体となった活動

ア) 児童の規範意識を高めるとともに、自己有用感を育む授業づくりをめざす。

- 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
- 校内の授業研究会の実施

イ) 児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに教育相談週間を設け、児童によりそった相談体制づくりをめざし、早期発見にも繋げていく。

- 教育相談期間の設定

ウ) 児童の心に響く道徳学習の充実を図るとともに、全教育活動を通じていじめは絶対に許されないという心情の形成をめざす。

- 道徳の時間の充実
- 「庄内論語」の活用による心情育成

エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

- PTA総会での学校の方針説明
- 学校だよりによるいじめ防止に係る啓発
- 学級懇談における話題の提供と話し合い
- 家庭からの情報収集

③いじめ防止については、「いじめ0」を目指し、上記内容で取り組んでいく。そして、学校評価において、その達成状況を評価し、必要に応じ取り組みの改善を図っていく。

(2) いじめの早期発見

①いじめられている児童、いじている児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

- 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」（教職員用・家庭用）

②いじめ発見のために全ての児童を対象に定期的なアンケートを実施する。

- 「心のアンケート」の実施（5月・9月・1月）・・・記名式
- 全県一斉アンケート「いじめ発見アンケート」への対応（6月・11月）

・・・・・・・・無記名式

③アンケート実施後に教育相談週間を設け、児童や保護者が相談しやすい環境を提供する。

- 教育相談期間の設定
- 傾聴する姿勢
- 保護者との個人面談の実施

④定例いじめ対策委員会において、アンケート結果や教育相談の状況及び各学級担任等の情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

- 進級・進学時の情報の確実な引き継ぎ

⑤Q-Uテストを年間2回（5月・10月）実施し、その結果を集団及び個別指導に活用する。

(3) いじめに対する措置

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 「これぐらい」という感覚で放置せず、いじめの行為をすぐに止める。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について、管理職に速やかに通報する。

②情報の共有

- いじめを発見または通報を受けた職員は、管理職と協議の上、全職員へ報告し情報の共有を図る。

③事実関係についての調査

- 速やかに関係職員と管理職とで協議し、調査の方針を決定する。
- 調査の時点で重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童から聴き取りをする際は、児童が話をしやすいよう複数の職員で対応する。
- 必要な場合には、全児童への調査を行う。この場合、調査の結果をいじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め想定し、調査に先立ってその旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。

④解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援等が必要な場合には、市教育委員会及び警察等の関係機関へ相談する。
- 保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時特設いじめ対策委員会で協議し、校長が決定する。
- 事実関係が把握された時点で、特設いじめ対策委員会において協議し、校長が指導及び支援の方針を決定する。
 - 全ての指導及び支援を組織的に行う。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対応する。

【いじめられた児童とその保護者への支援】

いじめられた児童への支援

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに「いじめられた児童の立場」に立ち、全力で継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

いじめられた児童の保護者への支援

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、保護者や家族に安心感を与えられるようにする。

- ・じっくり話を聞く
- ・苦痛に対しての理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

【いじめた児童への指導又はその保護者支援】

いじめた児童への支援

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を継続する。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う
- ・必要がある場合は出席停止の措置をとる

いじめた児童の保護者への支援

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・児童や保護者の心情に配慮する
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう
- ・今後の児童の成長のために保護者の協力が必要であることを伝える

保護者同士が対立する場合などへの支援

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には、中立で公平であることを大切にして対応する。

- ・和解のみを急がず、相手や学校に対する思いを丁寧に聞き寄り添う態度で臨む。
- ・管理職の対応を基本とし、必要に応じて教育委員会や関係機関と連携して解決を目指す。

【いじめが起きた集団への働きかけ】

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成する。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言える児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己存在感や有用感が味わえる集団づくりに努める

⑤関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や心身又は財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ通報し、警察と連携して対応する。

⑥継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

<対応の流れ>

1 児童の気になる情報のキャッチ

- 積極的な情報の収集
- 軽易なこと（個人で継続性がない）であれば、聞き取りも行い、すぐに指導。

2 生徒指導主任・教頭への報告

- 生徒指導主任・教頭 → 校長 すばやく報告。
- 迷ったら単独での判断と行動はせず、まず相談。

<いじめ対策委員会> 校長・教頭
・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・該当担

3 いじめ対策委員会①（聞き取りをする）

- 情報の確認と持っている情報の共有
- 聞き取りの仕方とチーム編成

4 いじめ対策委員会②（事実の確認と対応方針等の決定）

- 事実関係が確定するまで聞き取りを繰り返す。
- 対応方針や指導体制（役割分担）を決定する。
- 全職員の共通理解を図る。

◇必要に応じて外部機関と連携する。
◇重大事態の場合には、迅速に市教委へ連絡する。
◇事実等を正確に記録する。

5 いじめ解決への指導・支援と経過観察

- いじめられた子を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子に相手の悲しみ、苦しみ、傷みに思いを寄せる指導を行い、「いじめは絶対に許されない行為だ」という意識を持たせる。（いじめの背景も）
- いじめられた子といじめた子を会わせ、謝罪と誓いを伝えさせる。
- 保護者には直接会って、具体的な対策も示す。また、協力を求め、心のケアとともに経過観察をしていただく。また、定期的に連絡をとり、学校や家庭での様子等を共有する。
- 周囲の児童や全体への指導を行い、再発防止を図る。

◇子どもの思い等に寄り添った指導
◇保護者への誠意ある対応

6 指導後の支援の継続と経過観察

- 担任だけでなく、他の職員も注意深く観察する。
- 解決していない場合には、4に戻り、対応を再検討する。

7 いじめ対策委員会③（3ヶ月後、いじめ解決の確認）

※いじめが解消している状態については、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態の期間が少なくとも3ヶ月を目安とする。

〇いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに生徒指導主任・教頭に報告し、組織的に対応する。「いじめ対策委員会」では、いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、いじめられた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取扱いなど、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

把握すべき情報

- ◆誰が誰をいじているのか？【被害者と加害者の確認・人数等】
- ◆いつどこで起こったのか？【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？【態様と内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？【背景と要因】

要注意
児童生徒の
個人情報
はその取
扱いは
十分注意！

正確な事実関係を迅速に把握するために、複数の教職員で連携して対応する。

(4) ネット上のいじめへの対応

①児童への情報モラル指導

○児童の発達段階に応じ、教科や特別活動の指導、総合的な学習の時間等を活用し、計画的に指導を行う。

②教員の指導力の向上

○教員がネット上のいじめの現状などの理解を深め、問題が発生した際に迅速に対応することができるよう校内研修会を企画実施する。

③保護者やPTAとの連携

○PTAと連携し、ネット利用に際しての危険性について理解を深める事業を工夫していくとともに、各家庭におけるネット利用のルールづくりについて啓蒙を図る。

(5) 教員の指導力の向上（校内研修）

①児童理解

年度当初・・・特別な配慮の必要な児童の確認、担任への引き継ぎ事項
随時・・・Q-U研修、必要に応じた研修
年度の終わり・・・引き継ぎ事項の把握

②いじめ問題等の生徒指導に関する研修(ネット関係、非行・事故防止等) 等

職員研修・・・インターネット利用の現状把握と対策等について
PTA研修等・・・インターネット利用の過程での望ましいあり方等

第3 重大事態への対処

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- (3) 児童生徒・保護者から申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

2 重大事態への対処と教育委員会や関係機関との連携

- (1) 重大事態が発生したと判断した場合は、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、「いじめ問題対応委員会」を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と適切に連携する。特に、犯罪行為として取り扱われるべきである場合や、児童の生命、心身または財産に重大な損害が生じる恐れがある場合は、警察と連携して迅速かつ適切に対応する。
- (4) 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- (5) 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (6) 情報の共有及び提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

第4 学校評価

いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分にふまえた目標の設定や目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を自己評価する。また、2月の学校評議員会(R4からは学校運営協議会)では、その自己評価を説明し、学校関係者評価をする。さらに、評価結果をふまえ、以下の観点で改善に取り組んでいく。

- ◇学校におけるいじめへの基本方針や目標等を明確にしているか。
- ◇いじめが発生したときに迅速かつ組織的に対応する体制ができているか。
- ◇日頃よりいじめの実態把握に努め、いじめの未然防止や早期発見に努めているか。
- ◇各学級の状況を学校組織として共有しているか、学校基本方針や取組について家庭・地域と共有し、理解や協力を得ているか。

1 自己評価

学校におけるいじめ防止等の取組についての評価（自己評価）

1 学期末と2学期末に自己評価を行う。以下について教員が振り返り、それをもとに話し合う。

- 子ども達の状況をとらえ、いじめの未然防止と早期発見に努めていますか。
- 教育相談の充実、問題行動の未然防止、早期発見と適切な対応ができていますか。
- 「心のアンケート」「いじめの実態調査」を定期的に行うとともに、日常的な児童の観察を通し、実態把握に努めていますか。
- 問題が起きたときの体制は、適切だと思いますか。

2 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針は国や県及び市の動向等を勘案し、必要があると認めるときは見直しをするものとする。また、学校評価とも連動させながら、現状や課題等に応じて普段から定期的な改善や見直しにも努めるものとする。そして、基本方針の改訂の際は、児童の意見も取り入れることで、いじめ防止等について児童が主体的かつ積極的に参加できるようにしていく。

第5 その他

- 1 年度初めに学校基本方針を確認するとともに、年度末に再確認の機会を持つことで、基本方針を見直していく。
- 2 保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるように、学校のホームページへ掲載するとともに、概要版を配布するなど周知説明に努める。